

香川県報



第 64 号

平成 16 年

8月13日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 森林病虫害等防除法の規定による香川県防除実施基準の変更（みどり整備課）
- 保安林の指定の解除予定の通知（みどり保全課）
- 介護保険法の規定による事業者の指定（長寿社会対策課）
- 道路の位置指定（三件）（建築課）

公 告

- 一般競争入札の実施（県立病院課）
- 土地改良区の役員の就退任の届出（土地改良課）
- 土地改良事業の工事完了の届出（ ” ” ）
- 建設業法の規定による一般建設業の許可の取消し（土木監理課）

公安委員会公告

- 警備業法に規定する検定の実施
- 道路交通法の規定による技能検定員審査の実施
- 道路交通法の規定による教習指導員審査の実施

人事委員会規則

- 給料の特別調整額表に関する規則の一部を改正する規則

告 示

●香川県告示第五百六十一号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の三第一項の規定に基づき、香川県防除実施基準を七月二十三日変更した。

なお、変更後の香川県防除実施基準は、香川県環境森林部みどり整備課、香川県東部林

業務所、香川県西部林業務所及び香川県小豆総合事務所森林整備室並びに県内各市町の森林保全事務担当課において、一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年八月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

小豆郡内海町苗羽字宮山甲四八の四六、甲四八の四七

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

●香川県告示第五百六十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年八月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七一〇一 一八四〇一	財団法人三宅医学研究所 所附属天神前みやけクリニク 高松市天神前五番六号	財団法人三宅医学研究所 理事長 三宅信一郎 高松市番町一丁目一〇番一六号	平成十六年 八月一日	通所リハビリテーション
三七七〇一 〇三二四四	ケアセンターかに 高松市檀紙町二〇九八番地二	有限会社かに調剤薬局 代表取締役 古川謙二 高松市香西本町二五六番地五	〃	居宅介護支援

三七七〇一 〇三二五二	三菱電機ライフサービ ス株式会社高松支店 高松市寿町一丁目一番 八号	三菱電機ライフサービ ス株式会社 代表取締役 萩尾龍二 東京都千代田区丸の内 二丁目二番三号	〃	福祉用具 貸与
三七七〇一 〇三二六九	介護サービスオプリー まつなわ 高松市松縄町六六六番 地四	株式会社中央プロパン 代表取締役 三好忠廣 高松市松縄町六六六番 地四	〃	訪問介護
三七七〇一 〇三二七七	ケアサービスすみれ 高松市鬼無町佐藤二九 五―二	有限会社島田グルー プ 代表取締役 酒井やよ い 徳島県鳴門市瀬戸町大 島田字下畑五五番地	〃	〃
三七七〇五 〇〇四二三	開発リネンサプライ 観音寺市瀬戸町三丁目 一番三二号	株式会社総合開発 代表取締役 大久保直 温 高松市丸の内一―番一 〇号	〃	福祉用具 貸与
三七七〇二 〇〇五六〇	デイサービスセンター すこやか 丸亀市郡家町二四七二 番	医療法人社団健仁会 理事長 岩本政仁 丸亀市郡家町二四八六 番地五	平成十六年 八月三日	通所介護
三七七〇二 〇〇五七八	居宅介護支援事業所す こやか 丸亀市郡家町二四七二 番	医療法人社団健仁会 理事長 岩本政仁 丸亀市郡家町二四八六 番地五	〃	居宅介護 支援
三七七〇二 〇〇五八六	どぎデイサービスセン ター 丸亀市土器町西四丁目 二四四番地	有限会社ケア・ステー ション 代表取締役 藤田由紀 子 丸亀市土器町西四丁目 二四四番地	〃	通所介護

三七七〇二 〇〇五九四	グループホームどぎ 丸亀市土器町西四丁目 二四四番地	有限会社ケア・ステー ション 代表取締役 藤田由紀 子 丸亀市土器町西四丁目 二四四番地	〃	痴呆対応 型共同生 活介護
----------------	----------------------------------	---	---	---------------------

●香川県告示第五百六十四号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道
路の位置を次のように指定した。
平成十六年八月十三日

- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 一 指定 番号 建築指道 第五号
 - 二 指定 年月日 平成十六年八月四日
 - 三 指定道路の位置 丸亀市垂水町字池下一七七九―一
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル及び六・〇メートルと七・五
六メートル
延長 三〇九・八一メートル

●香川県告示第五百六十五号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道
路の位置を次のように指定した。
平成十六年八月十三日

- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 一 指定 番号 善土指道 第九号
 - 二 指定 年月日 平成十六年七月二十七日
 - 三 指定道路の位置 仲多度郡多度津町桜川一丁目二六―一
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇メートル
延長 二二・九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第五百六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年八月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定番号 善土指道 第十号

二 指定年月日 平成十六年七月二十七日

三 指定道路の位置 仲多度郡多度津町大字道福寺字大関六一―一、六一―二、六一―六、六一―七、六三―一、六三―五、六三―六、六四―一、六四―三及び六四―五

び六四―五

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル

延長 五四・五七メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第四百二十二号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年八月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

1 購入物品名及び数量 ナースコール連動型院内PHSシステム 一式

2 購入物品の要求諸元 仕様書による。

3 納入場所 香川県立中央病院

4 納入期限 平成十七年三月三十一日

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 契約書作成の要否 要

三 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

1 入札説明書の交付

平成十六年八月十三日から平成十六年八月三十日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前八時三十分から午後五時）

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部県立病院課総務・財務グループ 電話番号〇八七―八三―一三三二〇 FAX〇八七―八六二―〇〇五九

2 入札説明会の日時及び場所

平成十六年八月三十日 午後二時 香川県立中央病院南館一〇階第一会議室

3 現場下見の日時及び場所

平成十六年八月三十日 午後三時 香川県立中央病院

四 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合には、平成十六年九月一日正午までに、三の1に示した場所等に対し文書で行うこと。（文書はFAXも可とする。）

回答は、平成十六年九月八日から平成十六年十月十四日まで（休日を除く午前八時三十分から午後五時まで）香川県健康福祉部県立病院課で閲覧に供する。

五 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十六年十月十五日 午後二時 香川県庁本館一二階第六会議室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。（郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成十六年十月十四日午後五時までとする。）

七 入札保証金及び契約保証金

規則第二百五十二条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成十六年九月二十四日午後三時までに入札又は契約保証金減免申請書を香川県健康福祉部県立病院課に提出すること。

八 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在 A 級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在 A 級に格付けされていない者にあつては、平成十六年九月二十四日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A 級格付けの可否の審査を受けること。

3 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 応札しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。

6 本公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

7 本公告に示した調達物品に係る据付及び調整の体制が整備されていることを証明した者であること。

8 本公告に示した調達物品に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

九 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、八の5、6、7及び8の要件を満たすことを証明する書類を平成十六年九月二十四日午後三時までに、三の1に示した場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、平成十六年十月八日までに通知する。

十 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十二 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品買入れ等に係る競争入札の周知及び公表に關する要綱に基づき公表する。

十三 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

十四 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡して

はならない。

十五 その他

- 1 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、三の1に示した日時及び場所において、交付を受けること。
- 2 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

十六 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased : Nurses bell interlock type in-house PHS (Personal Handyphone System), 1 set
- 2 Time-limit for tender : 2:00 p.m., October 15, 2004 (By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m., October 14, 2004)
- 3 Contact point for the notice : Prefectural Hospitals Division, Health and Welfare Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570. TEL 087-832-3310
- 4 We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

●香川県公告第四百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、高松市木太町新池土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。
平成十六年八月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	綾野 和男	高松市木太町五六一番地三	平成一六、三、三二
	神内 輝雄	〃 七三七番地	〃
	小西 孝志	〃 三七八番地三	〃
	天野 忠義	〃 一四三〇番地一	〃
	檜 昭二	〃 一〇五六番地	〃
	木村 照雄	〃 一三〇〇番地一	〃

〃	中條 勝	〃	〃	一三三八番地	〃
〃	蓮井 好数	〃	〃	一七四五番地二	〃
〃	溝渕 節哉	〃	〃	一二〇〇番地	〃
〃	植田 修	〃	〃	一〇〇三番地四	〃
〃	多田 義弘	〃	〃	一八四四番地二	〃
〃	浅野 武利	〃	〃	一六三四番地五	〃
〃	神内 圭一	〃	〃	一六九四番地	平成一五、五、四
〃	河辺 浩	〃	〃	二七八番地二	平成二六、一、一七
〃	森岡 一雄	〃	〃	二二二番地	平成二六、三、三一
〃	上枝 輝雄	〃	〃	六八二番地	〃
〃	森崎 照繼	〃	〃	一〇五七番地	〃

二 就任した役員

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	中條 勝	高松市木太町一三三八番地	平成一六、五、二三
	植田 修	〃 一〇〇三番地四	〃
	檜 昭二	〃 一〇五六番地	〃
	曾根 忍	〃 二〇〇番地	〃
	綾野 和男	〃 五六一番地三	〃
	神内 輝雄	〃 七三七番地	〃
	小西 孝志	〃 三七八番地三	〃
	上枝 輝雄	〃 六八二番地	〃
	森元 政雄	〃 一〇七一番地二	〃
	森崎 照繼	〃 一〇五七番地	〃
	木村 照雄	〃 一三〇〇番地一	〃
	西本 照美	〃 一一一六番地一	〃
	浅野 武利	〃 一六三四番地五	〃
	冨田 明	〃 一八五五番地七	〃
監事	多田 義弘	〃 一八四四番地二	〃

〃 神内 富義 〃 〃 九三六番地一
 〃 蓮井 好數 〃 〃 一七四五番地二

●香川県公告第四百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十六年八月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
池田町	中山間地域総合整備事業	池田南地区	平成一四、一二、一九

●香川県公告第四百十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年八月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 処分をした年月日

平成十六年八月十三日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第三条の規定に基づく許可番号

1 商号

有限会社松本組

2 主たる営業所の所在地

高松市田村町一〇七五番地一

3 代表者の氏名

松本 隆利

4 許可番号

香川県知事許可（般―一三）第二四〇八号

三 処分の内容

建設業法第二十九条の二第一項の規定に基づく土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社松本組については、その営業所の所在地が確知できないため、平成十六年六月二十九日付け香川県報でその旨を公告したが、公告の日から三十日を経過しても申出がなく、このことが建設業法第二十九条の二第一項に該当する。

五 教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に香川県知事に対して異議申立てをすることができる。

公安委員会公告

●香川県公安委員会公告第六十五号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第十一条の二に規定する検定を実施するので、警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「検定規則」という。）第四条の規定に基づき次のとおり公示する。

平成十六年八月十三日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

一 実施期日及び実施場所

実施期日	平成十六年十一月十七日（水）午前九時から午後四時三十分まで
実施場所	高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課 運転免許センター

二 種別及び方法

種別	交通誘導警備（二級）
方法	学科試験及び実技試験による。

三 受検定員及び受検対象者

受検定員	四十名
------	-----

受検対象者	<p>県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員のうち県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）。ただし、次のいずれかに該当する者は、検定を受けることができない。</p> <p>一 法第三条第一号から第六号までのいずれかに該当する者</p> <p>二 検定期則第十一条第一項第二号又は第三号の規定により検定の合格を取り消され、当該取消の日から起算して三年を経過しない者</p>
-------	---

四 受検申込み及び受検申請手続

1 受検申込み	<p>受検申込期間 平成十六年八月二十三日（月）から同年九月三日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）</p> <p>受検申込先及び申込方法 検定を受けようとする者（以下「受検申込者」という。）の住所地を管轄する警察署（県外在住警備員にあつては、営業所の所在地を管轄する警察署）の警備業担当課に受検申込者が直接申し込むこと。</p> <p>受検申請者の決定等 受検申込者の数が受検定員を超えた場合は、受検申込期間終了後、抽選により受検申請をすることができる者（以下「受検申請者」という。）を決定するが、抽選の有無にかかわらず、受検申請者には通知を行うこととする。</p>
---------	---

2 受検申請手続

受検申請期間	平成十六年十月十二日（火）から同月二十二日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
検定申請書の提出先及び提出方法	受検申込みをした警察署の警備業担当課に受検申請者が申請に必要な書類を直接提出すること。
申請に必要な書類	<p>一 検定申請書 正副二通</p> <p>二 添付書類</p>

1 履歴書及び住民票（外国人にあつては、外国人登録証明書）の写し 各一通
2 県外在住警備員にあつては、県内の営業所に属することを疎明する警備業法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第十二号）第七条第一項の警備員所属証明書 一通
3 成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。） 一通
4 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しないことを証明する市町村（特別区を含む。）の長の証明書 一通
5 法第三条第六号に掲げる者に該当しないことを証明する医師の診断書 一通
6 法第三条第一号から第六号までに掲げる者及び検定期則第十一条第一項第二号又は第三号に該当することにより検定の合格を取り消され、当該取消の日から起算して三年を経過しない者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 一通
7 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 二葉

五 検定手数料

検定手数料（二二、〇〇〇円）は、平成十六年十一月十七日の検定当日の受付の際に、香川県証紙により納入すること。

六 受験票の交付

検定期則第五条に規定する受検欠格に該当しない受検申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において受験票を交付する。

七 その他

- 1 検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、受験申請者は、午前九時までに受験票を係員に示して受付を終えること。
- 2 受検に際しては、筆記用具及びひも付き警笛を持参すること。
- 3 その他詳細については、香川県警察本部生活安全部生活安全企画課警備担当（電話番号〇八七―八三三―〇一一〇）に問い合わせること。

●香川県公安委員会公告第六十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）第二条の規定により公示する。

平成十六年八月十三日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

一 技能検定員審査の期日及び場所

- 1 期日 平成十六年九月十五日（水）から同年十月十五日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める国民の祝日を除く。）で、受付期間終了後、申請者に通知する日

- 2 場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課

二 技能検定員審査の種類

大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、牽引免許、大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

三 技能検定員審査の申請手続

- 1 受付期間 平成十六年八月二十三日（月）から同月三十一日（火）までの間
- 2 受付場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課教習所係 電話番号〇八七―八三三―〇一一〇

3 提出書類

- (一) 審査申請書（2の受付場所で交付する用紙に必要な事項を記入したもの）
- (二) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・

〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの）

(三) 規則第十七条第一項、第二項又は第三項の規定により審査細目が免除される場合は、同条第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる者のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。

4 技能検定員審査手数料 香川県証紙により納入すること。

四 その他

- 1 技能検定員審査に関する問い合わせは、三の2の受付場所に行うこと。
- 2 詳細については、三の2の受付場所で交付する受審案内書を参照すること。

●香川県公安委員会公告第六十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）第十条第二項において準用する規則第二条の規定により公示する。

平成十六年八月十三日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

一 教習指導員審査の期日及び場所

- 1 期日 平成十六年九月十五日（水）から同年十月十五日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める国民の祝日を除く。）で、受付期間終了後、申請者に通知する日

- 2 場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課

二 教習指導員審査の種類

大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、牽引免許、大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

三 教習指導員審査の申請手続

- 1 受付期間 平成十六年八月二十三日（月）から同月三十一日（火）までの間
- 2 受付場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課教習所係 電話番号〇八七―八三三―〇一一〇

3 提出書類

- (一) 審査申請書（2の受付場所で交付する用紙に必要な事項を記入したもの）
 - (二) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの）
 - (三) 規則第十七条第一項、第四項又は第五項の規定により審査細目が免除される場合は、同条第一項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる者のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。
 - 4 教習指導員審査手数料 香川県証紙により納入すること。
- 四 その他
- 1 教習指導員審査に関する問い合わせは、三の2の受付場所に行うこと。
 - 2 詳細については、三の2の受付場所で交付する受審査内書を参照すること。

人事委員会規則

給料の特別調整額表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年八月十三日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十八号

給料の特別調整額表に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額表に関する規則（昭和二十八年香川県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「西讃県税事務所長」を「西讃県税事務所長
環境保健研究センター所長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

平成十六年八月十三日印刷発行

印刷発行所 香川
県庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています